

文化財ワーキンググループ論点についての追加御意見

[新たな「文化芸術立国」の時代に対応した文化財行政の展開について]

I 新たな時代の中で「文化財」が「文化力」構築に果たす役割

II 文化財のもつ潜在力を一層引き出すための文化財行政への展開

1. 「文化力」の発信のための文化財の公開・活用の在り方

○文化財の公開、活用を促進するための方策について

【佐々木座長】

- ・世界の美術館博物館の利用状況でも、1日の利用者数で最も多いのは、東京国立博物館、奈良国立博物館、国立西洋美術館など、日本の美術館博物館が独占している。しかし一方、年間を通しての利用者数は、ルーブル美術館等、世界の著名美術館博物館が断然多く、例えばルーブル美術館の800万人以上に対し、日本で最も多い国立東京博物館でも220万人である。この違いは、日本では特別展覧会には多くの方が詰めかけるが、平常展にあまり行かない傾向があるためである。平常展で如何に一般の人々に文化財に注目してもらえるか、その工夫と企画力が今後大きく問われる課題である。
- ・小中高生は現在国立の博物館美術館では平常展は無料であるので、館の収入アップには結びつかないが、文化財の公開、活用という点ではもっとこの無料制度を利用し、学校教育との連携をもっと具体化、制度化していくべきである。体験学習や見学といった時間をカリキュラムの中にきちんと設定すべきであるが、その際、教員の負担が多くなりがちなので、生徒と文化財を繋ぐ人材、例えば美術史専攻の大学院生、教職課程専攻の大学院生、社会科担当の教員退職者等を組織的に活用できるシステムを構築すべきである。
- ・美術館博物館所蔵の総合データベースの作成は急務と思われる。その意味では「文化遺産オンライン」の完成が急がれる。指定品等は公開制限があるため制約は多いが、活用できる文化財も多いはずで、データベースが完成すれば相互利用が活発になり、それぞれの地域の美術館博物館の企画性が高まってくる事が期待できる。

【石上委員】

- ・地域の歴史や文化財を知るために文字資料は重要な役割を果たす。また、古文書講座などで、市民がみずから地域の史料を読み、知ること、市民参加の一つのありかたとなるであろう。文化財を所与のもののみで理解するのではなく、文化財全体の把握について検討することも必要と考える。

【清水擴委員】

- ・東京都では毎年「東京文化財ウィーク」と称して公開事業および企画事業を公募している。昨年度は10月31日から11月8日までが公開日で、公開事業の応募件数は261箇所、445件に達した。その結果を文化財ウィーク推進委員会が評価し、表彰対象を決める。都の企画ではあるが、文化財所有者の自発的な意思を前提とするものであり、文化財の公開、そして文化財についての啓蒙にも大きく寄与していると評価できる。平成20年度の関連予算は600万円程度だったようで、財政の厳しい自治体にとっては厳しい状況もあり、国としての対応はできないか。
- ・重要文化財に指定されると、その保存・活用についての方策を立てる委員会が設置される。ここで問題なのは「活用計画」である。一度作られると、その後の実施状況をチェックする仕組みはないようだ。したがって、「計画」の作成は単なる通過儀礼になってしまっている可能性が高い。実質を伴う活用にはバックアップ体制の構築が必要で、それを担う組織をどのように立ちあげるか、そしてその活動をどのように活性化させるかが大きな問題である。
- ・小学校の教育課程に郷土の歴史が盛り込まれていると思う。実施している自治体も多いと思うが、地域の文化財を地域固有の歴史・文化の教育の場、先人の生活の追体験の場、世代間の伝承の場として活用することも重要と考える。これによって文化財についての教育も行える。さらに、そうした組織を立ち上げることによって活用の幅を広げ、文化財建造物をコミュニティーの一つの核として位置付けることも可能かもしれない。

【林田委員】

- ・保存が重要であることは言うまでもないが、加えて公開を進め理解を求める努力が必要である。

○地域の活性化を促す文化財の活用について

【佐々木座長】

- ・地域振興の一つの在り方として文化財を如何に活用していくかという場合、大都市や指定都市のような大規模地域を核にして文化都市の姿を明確に打ち出す諸施策も大いに必要であるが、一方、出来る限り単位の小さな村や町から地域の文化振興の輪を徐々に広げていくことも必要である。その際大いに参考になるのはフランスで行われている「フランスで最も美しい村たち」協会の運動であろう。この運動によってたとえ小さな村であっても人々を引きつける魅力ある地域コミュニティーを形成しているようであるので、この活動の実態を分析し、国がどのような形で支援できるかを考えるのも良いと思われる。これは「歴史文化基本構想」の核になりうるのではないか。
- ・地域の人々に文化財に対する意識を高めてもらうための方策は、身近にあるものに関心を持ってもらうことであろう。自分の家にこんな古そうなものがあるが一体なんだろうとか、自分の家では大事にしているものだが、どのようにすれば直るだろうか保存していけるだろうか、といった人々の疑問の答えられる場を提供することである。それは簡単にいってしまえば「みんなで行う文化財悉皆調査」と「みんなの相談を受ける文化財ドック」ということになるだろうか。この点でも多くのボランティアを活用し、村ぐるみ町ぐるみで

実施できれば、文化財にたいする意識は大いに変わってくると思われる。
【石上委員】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史や文化財を知るために文字資料は重要な役割を果たす。また、古文書講座などで、市民がみずから地域の史料を読み、知ることも、市民参加の一つのありかたとなるであろう。文化財を所与のもののみで理解するのではなく、今回の検討を機会に文化財全体の把握について検討することも必要と考える。 (再掲)
【林田委員】 <ul style="list-style-type: none"> ・博物館のコンテンツについて記述が必要。 ・地域のつながりを維持していくために伝統文化の保存・活用が有効である。

2. 文化財を将来の世代に持続的に継承するための適切な保存の取組

○適切な保存のための取組の充実について

【石上委員】 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財は所与のものとして存在している場合ばかりではない。例えば、文書・典籍などの文字資料は、文化財として歴史・文化認識の基礎資料となるものであるが、全てが所与の文化財として把握されているわけではない。文書・典籍に限らず、近現代において様々な事業で調査・収集・保存されてきたもの全体を文化財として捉えることが必要であり、そのための独自の取り組みが必要である。
【林田委員】 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の全体像の把握ということについては、確かにまだ努力が必要であり、また分野によって大きな差があるのは否めない。できればそのことをきちんと指摘し、文化庁の各部門で精査し全体計画を立てて進めてほしい。 ・グローバル化、過疎化、地域社会の変化、伝統的な資材の不足など、文化財の保存がいろいろな面で困難になっている。

○文化財の計画的な保存修理、防災対策の実施について

【佐々木座長】 <ul style="list-style-type: none"> ・世の中に、自分の持っているものを修理したいと思う人は多いと思われるが、必ずしも国宝修理のような大がかりなものを考えているわけではない。そのためつい放置してしまい、傷を大きくしてしまうといったことにもつながる。ちょっと風邪を引いたが病院もないので放置しているうちに大病になってしまった、といった状況に似ている。文化財の修理は人間の病気を治す病院と同じで、ちょっと軽い風邪を治す町医者も必要であれば、大手術をする専門病院や大学病院も必要である。文化財の修理に関してはこの病院システムに似た体制を今後考えていく必要があるのではないかと思われる。
【清水擴委員】 <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の文化財は、材質的にぜい弱なものも多く、良好な状態に保たれるよう、適時適切な保存修理や防災対策の実施が重要と考える。 ・文化財の防災対策については、文化財単体での対策のみならず、周辺も含めた防災計画について、防災設備等のハード面の整備とともに、防災体制等のソフト

ト面の整備も併せて検討することが重要と考えます。また、防災対策については、住友股野別邸の火災が示すように、消火設備の充実もさることながら、重要なのは火災を未然に防ぐことである。住宅建築、特に民家の場合には無住の状態のものも多く、放火による焼失が強く懸念される（昨今の不安定な世情では特に）。これには、たとえばモーションセンサー付照明の配備や、不法侵入に対する警報器等の設置など、何らかの方策が必要と考える。

- ・建造物の場合、一般的には目視によって状況把握は可能であり、文化財の所有者からの報告等により、その状況を把握し、きめ細やかに対応を講じていくことが必要と考える。

【林田委員】

- ・計画的な保存修理、防災対策の実施について、具体的な記述が必要である。
- ・文化財の破損状況等の把握について、具体的に書くべき。

○文化財について理解を深めるための方策について

【林田委員】

- ・自発的登録の活動として、国立科学博物館では機械類など近代化遺産の研究を行っている。
- ・伝統文化への関心が高まっているデータがあれば記述すべきではないか。

3. 無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者等の養成

○伝承者養成の在り方について

【林田委員】

- ・資材の確保や保存技術者の確保には思い切った対策が必要になっている。

○担い手の裾野の拡大方策について

4. 文化財を通じた国際協力・交流の推進

○文化財保護の国際協力の推進について

【清水真一委員】

- ・文化遺産国際協力コンソーシアムの広報活動を充実するなど、国際協力に対する国民的な理解をさらに深めることが必要。
- ・市民参加型の国際協力・国際交流の機会をバックアップできる方策が必要。
- ・人類の遺産を国際社会が連携して守ろうとしていることを、学校教育に反映することも必要。
- ・文化遺産国際協力コンソーシアムの会員を増やして、国際協力に携わる諸機関・研究者等の連携を強化することが必要。
- ・在学中の学生が国際協力関係機関で学んだり、プロジェクトに参加できる機会を設けるなど、国際協力を担う人材を積極的に育てることが必要。
- ・日本が行っている国際協力活動を当該国及び国際社会に広く広報することが必要。

○文化財を通じた国際交流の推進について

【清水真一委員】

- ・古美術に加えて伝統芸能・民俗文化・保存技術なども含めて日本の伝統文化を海外に紹介する機会をさらに増やすことが必要。
- ・海外展の充実を図り、伝統的な芸能・技術の実演の機会を増やすことが必要。

【林田委員】

- ・博物館の海外展の充実について具体的な記述が必要ではないか。

Ⅲ 文化財行政における「国」、「地方」、「新しい公共」各々の役割及び連携

【清水擴委員】

- ・国指定と地方自治体指定の文化財の間には、維持・管理に関してきわめて大きな格差がある。国指定の文化財建造物の保存修理にあたっては最大85%の補助金が国から支給されるため、比較的良好な状態にある。しかし、たとえば県指定の場合、事業費の半額程度を県が負担するというのが基本であろうが、これがなかなか難しい。神奈川県の場合、文化財関係の予算は年々減少して今年度はわずか1億3千万円ほどである。しかし、建造物の解体修理には2億円以上かかるのが一般的である。今年度も急を要する指定建造物の解体修理が見送られた。国、県、市の文化財指定はそれぞれ異なった基準に基づくものなのだろうが、国の指定基準には合致しないが、地方の視点からはきわめて重要と位置付けられる文化財については、国としても何らかの対策を考える必要があると思う。
- ・地方自治体の文化財行政を社会教育課（生涯学習課）が担うことの問題が前回の会議で指摘された。きわめて現実的な問題が、相模原市で起きた。相模原市は4月1日から政令指定都市に移行したが、それに伴う予算が発表された。それによれば、道路予算が昨年度比70%近く増加したのに対し、教育費は15%の減となった。こうした場合に第一に削減の対象となるのは、社会教育費、中でも文化財関係である。神奈川県指定の文化財は相模原市にある。県予算があてにできない中で、市の文化財保護課では独自の予算を組み、不足分を国土交通省のまちづくり交付金（総事業費の40%補助）を申請することで事業計画を立てた。しかし、市の査定はゼロ、であった。神奈川県文化財予算が県の予算規模の縮小にともなって年々減少してきたこともそうだが、文化財行政についてきちんとした予算措置が行われるよう、教育委員会に所属する現在の体制についても検討を行うべきだろうと思う。しかしそれにはやはり為政者、官僚、国民の「文化財」についての認識が変わらなければ難しい。文化財に対する教育、啓蒙活動が何より重要と考える。

【林田委員】

- ・地方が独自にそれぞれの地域の文化財を掘り起こし、保存・活用していくことを促し、格差を無くしていくことが必要である。
- ・寄付税制については是非書くべき。NPOに対して新たに税額控除の制度をつくる方向との報道が出たが、乗り遅れないように文化財分野でも認められるようにしていきたい。
- ・関係省庁との連携の強化が重要である。